

ものづくり支援センターしもすわ  
身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小製造業者が、自社の『身の丈デジタル化推進』のために投資する費用に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は以下とする。

- (1) 中小製造業者とは、日本標準産業分類に定める製造業に属する事業を営む又は関係する者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。
- (2) 『身の丈デジタル化推進』（以下、身の丈デジタルという）とは、中小製造事業者が、経営管理業務の改善や生産工程の効率化を目的に社内のデジタル化を進めるにあたり、最低限必要なハードやソフトを導入するための支援・推進をすることを言う。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は以下2つに該当する事業者とする。

- (1) 下諏訪町への納税（法人住民税又は個人住民税等）が確認できること。
- (2) ものづくり支援センターしもすわによる身の丈デジタルの支援を受けている事業者。具体的には、(※)設備投資の前に事前にものづくり支援センターしもすわに相談を行い、ものづくり支援センターのITコーディネーターによる訪問と確認を受けている事業者。

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる補助対象経費（以下「経費」という。）は次の通り。

- (1) 自社の『身の丈デジタル』のために係る初回投資費用（システム導入や端末等の購入費用等）
- (2) 端末とは、パソコン・タブレット・NAS・ネットワーク機器（ルーター・ハブ等）、モニター等のことを指す。
- (3) 既存の設備やシステムの更新費用等は含まない。
- (4) オフィス関係の市販ソフト（Word・Excel・PowerPoint等）と携帯電話機器等は除外する。
- (5) 同一内容、同一システムでの申請は不可とする。
- (6) 国又は県が交付する補助金等の交付の対象となる事業経費は対象外とする。

\* 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする。

（補助率）

第5条 補助対象経費の合計額の3分の2以内とし、1事業者につき20万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。

（対象期間）

第6条 1月1日から12月31日の間に導入を完了し供用を開始したもの、且つ経費の支払いが終了した事業に限る。

（申請期間）

第7条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、センターの身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、指定の添付書類等を添付して、センターに提出しなければならない。

（交付決定および請求）

第9条 1. 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金交付請求書(様式第3号)をセンターに提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

	Q	A
1	ものづくり支援センターしもすわに相談をする前にシステムの導入または設備機器を購入してしまいました。が補助金の対象になるか？	事前にもものづくり支援センターしもすわに相談を行い、ITコーディネーターによる訪問と確認を受けていない場合は対象になりません。
2	ITコーディネーターにはどんな相談ができるのか？	以下のような内容をご相談いただけます。 ①会社の課題整理 ②ITを活用した事例の紹介 ③ITツールの選定のアドバイス ④ITツールの導入計画のアドバイス ※ITコーディネーターはあくまでアドバイスをを行う者であり、ITツールの導入の主体は企業が担っていただきます。
3	システムの保守管理費用や、システムのバージョンアップなどの費用は対象になるか？	対象になりません。あくまで初期投資が対象となります。
4	以前、「身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金」の支援を受けて導入したシステムを改修したいが対象になるか？	過去に補助金の支援を受けたものと同内容、同一システムは対象になりません。
	スケジュール 相談日の数年後に購入した場合の可否	購入の1年前までに相談してください。 1年以上前に相談した場合は、改めて購入前に相談してください。